

## カルト掲示裁判の J R 東海ユニオン見解・情報はデマ宣伝だ！ 加害者なのに被害者づらをする J R 東海ユニオン断罪！

2月5日、最高裁判所はカルト掲示裁判の不当決定を下した。これを期に、J R 東海ユニオンは鬼の首を取ったかのように、見解や情報を大量に流している。これらの見解・情報は事実に基づかないデマや個人の誹謗・中傷であることからして、J R 東海労としては看過できない。

まず、この裁判の不当性について簡単に述べておく。本来名誉毀損裁判というものは、宣伝したこと（この場合は掲示物に記述されたこと）が事実であるかどうかが争点となり、J R 東海ユニオン側は掲示に記述されたことが事実であることを立証しなければならない。しかし、裁判所は我々の主張を一切無視し、J R 東海ユニオン側の主張だけを取り入れた。しかも第一審、第二審とも証拠調べは一切やらなかったのである。過去の判例を引用すれば、我々の勝訴は間違いなかったのだ。この背後には、国家権力・一部マスコミ・会社・養殖組合・嶋田一味などが一体となり仕掛けてきた『週刊現代』 J R 総連テロリストキャンペーンがあり、『週刊現代』がらみの裁判は全て退けるといえるのは権力的意思なのである。日本はえん罪大国といわれている。全てが裁判所の恣意的・意図的判断によるものである。本裁判も、そうした恣意的・意図的判断によるものであることは言うまでもない。J R 東海ユニオンが「勝った勝った」とはしゃぐのは勝手だが、勝つことと正義ということとは次元の違う話である。

さて、2月6日付「沼津運輸区分会不当裁判」の上告審完全勝利を受けて、と題する J R 東海ユニオン中央執行委員会見解のデマについて申し上げておく。「何も知らないユニオン組合員に忍び寄り私的な会話を記録した上で、その内容を訴訟の中で利用した」「分会長の自宅に押しかけ何も分からない小学生の子供や家族が恐怖を覚えるような行為に及ぶ」とは、全く事実に反する。

事実はこうだ！会話をもちかけたのは J R 東海ユニオン組合員であり、こちらから忍び寄るとは全くのデタラメだ。また、会話を証拠として提出したことの何が悪いのか、説明してもらおう。逆に、その J R 東海ユニオン組合員は、会話の内容を歪曲した陳述書を提出した。正々堂々と事実を伝えれば良いのではないか！小学生の子供や家族が恐怖を覚えたとは、一体何のことだ！悲鳴をあげて助けを呼んだとでも言うのか！ふざけるのもいい加減にしろ！虚偽の事実に基づく判決は何ら自慢にはならない。

J R 東海ユニオンは、本部組織情報No.596、599、静岡地本組織情報No.4などで、しきりに「謝罪せよ」などとわめいている。特に悪辣なのは、静岡地本組織情報No.4で、呼び捨てで個人を非難している。品格もなければ恥も性分もないとは、まさにこのことである。我々がなぜ謝罪しなければならないのか全く理解に苦しむ。もともとこの裁判は、我々が被害を被ったと訴えたものであり、J R 東海ユニオンは加害者なのだ。加害者の分際で被害者づらをするとは、全くの非常識者だ。加害者の分際で被害者に謝罪を要求するとは言語道断。謝罪すべきは J R 東海ユニオンの方だ。我々は、J R 東海ユニオン幹部の悪辣な攻撃を断じて許さない。

最後に、この間裁判闘争を支えてくれた全組合員に感謝申し上げます。そして、反弹圧・反処分、一切の組織破壊攻撃粉碎の闘いを推し進めるために共に奮闘しよう！

2009年2月23日  
J R 東海労働組合